

第2 主要な告示

1 一般廃棄物処理計画実施計画

横浜市告示第114号

一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定めたので、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第44号）第40条第2項の規定に基づき、告示する。

平成19年3月30日 横浜市長 中田宏

1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例に基づき単年度ごとの事業計画を定めるものである。

2 計画期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

3 処理計画量

(1) ごみ (単位: トン)

収集搬入量	処理内訳		
	資源化量	焼却量	直接埋立量
1,251,000	188,000	1,039,560	23,440

焼却残さ量	処理内訳		埋立総量 (+)
	灰の資源化量	埋立量	
148,630	29,230	119,400	142,840

(2) し尿・浄化槽等汚泥 (単位: キロリットル)

し尿	浄化槽等汚泥	処理総量
10,212	24,621	34,833

4 平成19年度の取組

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

ア G30の推進・普及啓発

- 排出実態やごみ量に見合った収集体制とし、効率化を図るため、燃やすごみ及び古紙・古布の収集回数を見直しを行う。

- G30に取り組んでいる市民に成果を実感してもらい、さらなる行動へつなげる仕組みとして、資源物の売却収入を活用した地域還元を実施する。

- ホームページや各種広報、イベントなどを通じて、G30の普及啓発を引き続き実施するとともに、焼却工場の見学会やごみの減量・リサイクルに関する出前講座の実施、「G30コーディネーター（仮称）」の養成や、「G30啓発センター（仮称）」の開設、小学生G30副読本の作成等を通して、より一層地域と連携したG30の普及啓発・環境教育を推進する。

- 将来の子どもたちに豊かで良質な環境を残すというG30の意義や、ごみ減量による財政的効果・環境負荷低減効果などを市民にわかりやすく情報提供する。

- 発生抑制の取組として、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等を新たに「G30エコパートナー」として、協定を締結し、連携してキャンペーン等を実施するとともに、簡易包装の推進やレジ袋等の削減など事業者の先駆的な取組を広く市民に紹介する。

イ 家庭系ごみ対策

- これまで以上に分別の徹底と定着を図るとともに、収集した資源物については確実にリサイクルを行う。

- 選別の際に生じるガラス残さについても資源化を拡大するとともに、家庭から出るせん定枝を一部地域で分別収集し資源化するなど、リサイクルを推進する。

- 資源回収センター、資源回収ボックスを活用したリサイクルや、センターリサイクルを推進するとともに、電気式生ごみ処理機購入助成、せん定枝チップ機の貸し出しを引き続き実施する。

- 資源集団回収については、未実施地域への働きかけを強化するなど、市民の自主的な取組を促進する。

- ペットボトルについては、国内での再商品化・製品化を条件にその状況を確認する「横浜方式」による売却をさらに拡大するとともに、粗大ごみとして出された家電製品等については、引き

続き再使用（リユース）を目的とした売却を行う。

ウ 事業系ごみ対策

- ・各種業界の集まりに出向くなど様々な機会を通じて排出事業者に対する働きかけを行うとともに、事業所への立入調査を実施する。
- ・焼却工場での搬入物検査を実施し、資源物と産業廃棄物等の搬入を防ぎ、リサイクルと適正処理の促進を図る。
- ・せん定枝の資源化を推進する。また、小学校給食残さのリサイクルについては、全小学校で実施する。

(2) 運営の効率化と市民サービスアップ

ア 運営の効率化

- ・家庭ごみの収集運搬の民間委託については、西区と中区に加え、新たに栄区においても実施する。また、公衆トイレ日常清掃業務についても民間委託を拡大するとともに、粗大ごみの収集については、引き続き委託により実施する。

イ 市民サービスアップ

- ・収集職員が救急救命技術を習得し、作業中に市民等の事故や急病に遭遇した場合に応急手当を行える体制を維持し向上させるとともに、自動体外式除細動器（AED）を一部の車両に搭載し、心臓疾患等の急病人の救助に役立てる。
- ・収集車から防犯の呼びかけを行い、不審者については迅速に警察への通報を行うなど、市民の安全・安心や地域防犯、子どもの安全に取り組む。
- ・狭あい道路のため集積場所への持ち出しが不便な地域を対象とした軽トラックによる収集や、小学生や地域のボランティアによるふれあい収集、戸建て住宅に対する粗大ごみの自宅前収集を実施する。

ウ まちの美化の推進

- ・収集事務所においては、分別・不適正排出等に関する相談を受け、不法投棄物や産業廃棄物の不適正処理の通報等への早期対応を図る。
- ・不法投棄や放置自動車については、警察など関係機関と連携して、地域の実情に即した防止活動を展開するとともに、放置自動車の適時適切な一時移動を実施し、早期撤去を図る。

(3) 適正な処理

- ・減量・リサイクルを進めてもなお残るごみを安全かつ安定的に処理するために、5工場で効率的な管理運営を行う。また、発電電力の売却については、競争入札を行うなど売電収入の確保に努める。
- ・焼却工場の長寿命化を図るため、保土ヶ谷工場の老朽化した設備の大規模補修を行う。
- ・焼却残さの有効利用を推進するため、セメント原料化PFI事業の実施に向けた手続を進めるとともに、民間施設での処理委託を順次拡大して実施する。
- ・市内唯一の内陸処分場である神明台処分地と海面埋立の南本牧廃棄物最終処分場の2つの既存処分場を有効に活用する。また、神明台処分地第7次3期開設工事を引き続き行うとともに、長期的に安定した廃棄物最終処分場を確保するため、南本牧ふ頭第5ブロックで新たな処分場整備に着手する。
- ・栄工場及び港南工場については、アスベストやダイオキシン類等に十分配慮しながら、焼却設備の撤去を行い、撤去後は建屋を資源物のストックヤード等として活用する。

(4) し尿・浄化槽等汚泥の適正処理の推進

- ・し尿の収集・運搬及び処理を円滑に進めるとともに、公衆トイレの衛生的な維持管理に努める。また、事業活動に伴い設置された仮設トイレのし尿収集は引き続き有料で実施する。
- ・浄化槽の適正な維持管理指導、検査指導を行い、環境の保全に努める。

5 収集・搬入計画

(1) 区域、分別の区分と排出・収集運搬方法等

ア 区域

横浜市全域

イ 分別の区分と排出・収集運搬方法等

(ア) ごみ

家庭から排出されるもの	分別の区分	排出方法 (指定された曜日に排出(粗大ごみを除く。))	収集運搬方法
	燃やすごみ	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)又はふた付きの容器で排出	週3回、集積場所にて収集
	缶・びん・ペットボトル	缶・びん・ペットボトルを一緒にし、中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)又はふた付きの容器で排出	週1回、集積場所にて収集
	小さな金属類	袋に入れずに排出(ただし、刃物等危険なもの、細かくて散乱する恐れのあるものは、新聞紙などで包み品目名を表示して袋に入れる。)	週1回、集積場所にて収集(缶・びん・ペットボトルの日に収集)
	乾電池	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	週3回、集積場所にて収集(燃やすごみの日に収集)
	プラスチック製容器包装	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)又はふた付きの容器で排出	週1回、集積場所にて収集
	スプレー缶	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	週3回、集積場所にて収集(燃やすごみの日に収集)
	古紙 (新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)	品目ごとに大きさをそろえてまとめ、ひもで十文字にしばって排出(その他の紙は、紙袋または半透明の袋(透明の袋も可)に入れ、ひもでしばるなど中身が出ないようにして排出)	月1回、集積場所にて収集
	古布	中身がはっきりと確認できる半透明の袋(透明の袋も可)で排出	
	燃えないごみ	購入時の箱や新聞紙などで包み、品目名を表示して排出	週3回、集積場所にて収集(燃やすごみの日に収集)
	粗大ごみ	粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの)をちょう付して指定された日に排出	電話又はインターネットの申込みにより、申込後おおむね10日以内に指定する場所で収集又は排出者自らが、市が指定する搬入先に搬入

事業活動に伴って生ずる一般廃棄物	分別の区分	排出方法	排出場所	収集運搬方法
	資源化可能な古紙	種類ごとに分別し排出	できるだけ敷地内に排出 家庭ごみの集積場所には排出しないこと。	排出事業者自ら運搬又は専ら物業者若しくは一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者との契約に基づき収集運搬
資源化可能な古紙以外	産業廃棄物を混入させずに排出 ただし、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物及び一般廃棄物と産業廃棄物を排出時に分離させないことについてやむを得ない事情があり、処分先で分離されることが確実である場合はこの限りでない。	事業者自らが運搬又は専ら物業者(専ら物に限る)若しくは一般廃棄物収集運搬業者が排出事業者との契約に基づき収集運搬 みなとみらい21地区の管路収集区域は、管路による収集運搬 資源化可能な古紙、産業廃棄物及び一般廃棄物をそれぞれ区分して運搬すること。 ただし、資源化可能な古紙以外の項、排出方法の欄のただし書きに係るものはこの限りではない 一般廃棄物と産業廃棄物を一緒に運搬する場合は、本市の一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬業の許可を取得していること。		
横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第9条の要件を満たし、市が処理する事業系廃棄物(住居に併置する事業所、福祉関係事務所)	家庭から排出されるものの分別の区分、排出方法により排出 排出時は、袋に事業所名を明記し、事と表示すること。	住居に併置する事業所は家庭ごみの集積場所に、福祉関係事務所は指定された場所に排出	市が収集運搬	

専ら物業者とは、法第7条第1項ただし書に規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者をいう。

その他	区分	排出方法	収集運搬方法	処理方法
	動物の死体	丈夫な袋で排出	電話申込により随時収集	焼却
	不法投棄	-	毎日(日曜・休日・年末年始を除く)収集	資源化又は焼却、埋立
	地域清掃、その他	随時排出	随時収集	

(イ) し尿及び浄化槽等汚泥

区分	収集方法	処理方法
し尿	一般収集: おおむね月2回収集	下水道処理施設による処理
	臨時収集: 申請により収集	
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を有する浄化槽清掃許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集	

臨時収集については、事業活動に伴い設置された仮設トイレの収集の場合、粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの)を貼付されたものを収集する。

(2) 収集しないごみ

区分	品目
排出禁止物	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に定めるもの(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機)、パーソナルコンピューター 1、自動車、オートバイ、大量の自転車、タイヤ(自動車用のものに限り)、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、消火器、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、アスベストを含むもの、その他処理に著しい支障を及ぼすもの
一時多量ごみ 2	収集作業に支障を生じるもの

- 1 社団法人電子情報技術産業協会が日本郵政公社と提携して構築した家庭系パーソナルコンピューターの回収・再資源化システムを利用できるものに限る。
- 2 一時多量ごみは、排出者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が収集・運搬し、市の指定する施設に搬入する。

(3) 粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合の搬入先

家庭から排出される粗大ごみを排出者が自ら持ち込む場合の搬入先は、次のとおりとする。

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
港南ストックヤード	港南区日野南三丁目1番2号
都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号
神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地

6 処理計画

(1) 家庭から排出されるもの

区分	施設名	所在地	処理方法
燃やすごみ 可燃性の粗大ごみ	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町355番地	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	選別施設で選別後、資源化
	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	緑資源選別センター	緑区上山町1丁目3番地の1	
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1,921番地の12	

小さな金属類	民間処理施設	資源化	
乾電池	民間処理施設	資源化	
プラスチック製容器包装	民間処理施設	資源化	
スプレー缶	民間処理施設	資源化	
古紙	民間処理施設	資源化	
古布	民間処理施設	資源化	
蛍光灯	民間処理施設	資源化	
資源化可能な粗大ごみ	再使用可能な家具類	鶴見リサイクルプラザ 鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
		港南リサイクルプラザ 港南区日野南三丁目1番2号	
		青葉リサイクルプラザ 青葉区荏田西一丁目5番地の16	
	金属製品	民間処理施設	
樹木せん定枝	グリーンコンポスト施設	泉区池の谷3,949番地	資源化
燃えないごみ(蛍光灯を除く) 不燃性の粗大ごみ	神明台処分地	泉区池の谷3,949番地	埋立て
	南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧4番地	

(2) 事業活動に伴って生ずる一般廃棄物(一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物「横浜市が処分する産業廃棄物」(平成15年10月横浜市告示第390号)を含む。) 一時多量ごみ、その他

区分	施設名	所在地	処理方法	
資源化可能な古紙	専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙)の処分を業として行う者の施設		資源化	
資源化可能な古紙以外の一般廃棄物	可燃性の一般廃棄物 (「(3)本市が処理しない廃棄物」を除く)	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
		保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町355番地	
		旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
		金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		都筑工場	都筑区平台27番1号	
樹木せん定枝	グリーンコンポスト施設	泉区池の谷3,949番地	資源化	
不燃性の一般廃棄物 (「(3)本市が処理しない廃棄物」を除く)	神明台処分地	泉区池の谷3,949番地	埋立て	
	南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧4番地		
専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(古紙を除く)	専ら再生利用の目的となる一般廃棄物(くず鉄、あきびん類、古繊維)のみの処分を業として行う者の施設		資源化	
食品関連事業者から排出される生ごみ	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)第10条に規定する登録再生利用事業者が運営する施設		資源化	
一般廃棄物処分業者が処分する一般廃棄物	一般廃棄物処分業者が運営する施設		資源化	

(3) 横浜市が処理しない廃棄物

区分	品目
可燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・資源化可能な古紙 ・産業廃棄物（「横浜市が処分する産業廃棄物」（平成 15 年 10 月横浜市告示第 390 号）に記載された産業廃棄物は除く。） ・特定家庭用機器再商品化法第 2 条第 5 項に定めるもの（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機） ・焼却不適物（液体、大量の粉末、直径 20 センチメートル以上又は長さ 300 センチメートル以上のもの、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物又は廃駆除剤が付着又は混入しているもの、動物の死体（横浜市が収集した遺棄動物の死体は除く。）その他処理に著しい支障を及ぼすもの）
不燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物（「横浜市が処分する産業廃棄物」（平成 15 年 10 月横浜市告示第 390 号）に記載された産業廃棄物は除く。） ・PCB が付着または混入しているもの ・油分が付着または混入しているもの ・水中に投じて油膜が生じるまたは浮遊するもの（神明台処分地を除く。） ・毒物・劇物又は廃駆除剤が付着又は混入しているもの ・著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性または臭気を有するもの ・中空であるもの ・おおむね 30 センチメートル以上の金属・ガラス・陶磁器及びがれき類

7 焼却処理計画

（単位：トン）

工場名	所在地	焼却量	焼却残さ量	灰の資源化量
鶴見工場	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	307,200	47,220	5,000
保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町 355 番地	141,360	21,880	-
旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号	136,080	17,820	12,000
金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1	312,400	39,870	12,230
都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号	142,520	21,840	-
計		1,039,560	148,630	29,230

8 最終処分計画

（単位：トン）

処分場名	所在地	直接埋立量	焼却残さ埋立量	埋立総量
神明台処分地	泉区池の谷 3,949 番地	15,655	110,400	126,055
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧 4 番地	7,785	9,000	16,785
計		23,440	119,400	142,840

焼却残さ埋立量には灰の資源化量を除く。

9 市長が指定する施設

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1
保土ヶ谷工場	保土ヶ谷区狩場町 355 番地
旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1
都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号
神明台処分地	泉区池の谷 3,949 番地
南本牧廃棄物最終処分場	中区南本牧 4 番地
グリーンコンポスト施設	泉区池の谷 3,949 番地 s

2 再生利用等促進物の指定

告示番号	告示年月日	指定する再生利用等促進物	指定期日
第 154 号	平成 7 年 5 月 25 日	食品容器としてのリターナブルびん 事業活動に伴って発生した古紙	平成 7 年 6 月 1 日
第 156 号	平成 8 年 5 月 15 日	食品容器としてのアルミ缶，スチール缶， ワンウェイびん	平成 8 年 6 月 1 日
第 264 号	平成 8 年 10 月 25 日	食品容器としてのペットボトル，紙パック	平成 9 年 4 月 1 日
第 80 号	平成 12 年 3 月 24 日	食品用発泡スチロールトレイ	平成 12 年 4 月 1 日

3 適正処理困難物の指定

告示番号	告示年月日	適正処理困難物	指定期日
第 252 号	平成 7 年 12 月 5 日	指定 スプリングマットレス 大型テレビ（25 型以上） 大型冷蔵庫（250 リットル以上）	平成 7 年 12 月 5 日
第 440 号	平成 13 年 3 月 23 日	指定の解除 大型テレビ（25 型以上） 大型冷蔵庫（250 リットル以上）	平成 13 年 4 月 1 日
第 367 号	平成 17 年 8 月 25 日	指定 アスベストを含むもの	平成 17 年 8 月 25 日

4 美化推進重点地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅東口地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日
二俣川駅周辺地区 中山駅周辺地区 センター地区 東戸塚駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日

5 自動販売機の届出対象地区の指定

指定地区名	指定年月日
鶴見駅東口地区 東神奈川・仲木戸駅周辺地区 横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区 弘明寺地区 上大岡・港南中央駅周辺地区 天王町・星川駅周辺地区 鶴ヶ峰駅周辺地区 磯子駅周辺地区 金沢文庫駅周辺地区 新横浜地区 十日市場駅周辺地区 あざみ野駅周辺地区 中川駅周辺地区 戸塚駅周辺地区 本郷台駅周辺地区 いずみ中央駅周辺地区 瀬谷駅周辺地区	平成 8 年 4 月 1 日
二俣川駅周辺地区 中山駅周辺地区 センター地区 東戸塚駅周辺地区	平成 18 年 11 月 24 日

6 喫煙禁止地区の指定

指定地区名	指定年月日
横浜駅周辺地区 みなとみらい 21 地区 関内地区	平成 19 年 9 月 1 日

7 横浜市が処分する産業廃棄物

横浜市告示第390号

横浜市が処分する産業廃棄物（昭和46年12月横浜市告示第247号）の一部を次のように改正し、平成15年12月1日から施行する。

平成15年10月15日 横浜市長 中 田 宏

第1 横浜市の施設（南本牧廃棄物最終処分場を除く。以下この表において同じ。）で処分する産業廃棄物

種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 繊維くず（繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）に係るものに限る。） 2 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物で、前処理したもの 3 と畜場においてとさつし、又は解体した牛に係る固形状の不要物で、特に市長が必要と認めたもの（以下「牛固形不要物」という。） 4 その他特に市長が適当と認めたもの
量	<ol style="list-style-type: none"> 1 1日平均100キログラム以下とし、これを合わせて1箇月3トン以下 2 上記の算定基準によることが実情にそわない場合に、1箇月10立方メートル以下 3 牛固形不要物については、1及び2の規定に係わらず、1日平均2トン以下とし、これを合わせて1ヶ月50トン以下
形状	<p>あらかじめ、中空の状態でないようにし、かつ、おおむね50センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの。ただし、牛固形不要物については、市長の指示に従い適切な形状にしたもの</p>
排出者	<p>横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記の産業廃棄物を横浜市の施設へ搬入することについて、市長に届け出て、その指示を受けたもの</p>
搬入者	<p>上記の届出をした事業者（牛固形不要物の搬入については、事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者で、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けたものを含む。）</p>
備考	<p>横浜市が行う一般廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。</p>

第2 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物

種類	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃え殻 2 汚泥 3 鋳さい 4 ばいじん 5 廃プラスチック類 6 ゴムくず 7 金属くず（あき缶を除く。） 8 ガラスくず及び陶磁器くず（あきびん、廃石綿等を除く。） 9 がれき類（工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物で廃石綿等以外のもの） 10 その他特に市長が適当と認めたもの
形状等	<ol style="list-style-type: none"> 1 ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入されていないもの 2 油分が付着し、又は封入されていないもの 3 水中に投じて油膜が生じないもの 4 水中に投じて浮遊しないもの 5 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物）並びに廃駆除剤（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）第3条第4号イ(3)(八)に規定する廃駆除剤）が付着し、又は混入されていないもの 6 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性及び臭気を有しないもの 7 中空の状態でないもの 8 燃え殻については、熱しゃく減量15パーセント以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの。 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 9 汚泥については、水分85パーセント以下であって、流動性がなく、別表に示す判定基準に適合するものとし、かつ有機性汚泥にあつては、焼却施設等で熱しゃく減量15パーセント以下にしたもので、別表に示す判定基準に適合するもの。 粉末状のものについては、大気中に飛散しないように加湿するなど必要な措置を行ったもの 10 鋳さいについては、おおむね最大径30センチメートル以下であって、別表に示す判定基準に適合するもの 11 ばいじんについては、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包するなどの必要な措置を行ったもので、別表に示す判定基準に適合するもの 12 廃プラスチック類については、おおむね最大径15センチメートル以下に破碎若しくは、切断したもの又はおおむね最大径30センチメートル以下に熔融固化したもので比重 1.1以上であるもの

	<p>13 ゴムくずについては、おおむね最大径15センチメートル以下に破碎若しくは、切断したものの又はおおむね最大径30センチメートル以下に熔融固化したもので比重1.1以上であるもの</p> <p>14 金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず並びにがれき類については、おおむね最大径30センチメートル以下に破碎し、又は切断したもの</p> <p>15 感染性産業廃棄物については、焼却して感染性を消滅させたものであって、別表に示す判定基準に適合するもの</p> <p>16 その他特に市長が適当と認めたものについては、おおむね最大径30センチメートル以下に破碎し、又は切断したもので、別表に示す判定基準に適合するもの</p>
排出者	横浜市内の中小企業の事業者及びその他特に市長が適当と認めた事業者で、上記排出者の産業廃棄物を南本牧廃棄物最終処分場へ搬入することについて、あらかじめ、市長に届け出て、その指示を受けたもの
搬入者	上記の届出をした事業者及び届出をした事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者
備考	横浜市が行う廃棄物の処分に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、上記の産業廃棄物の全部又は一部について横浜市の施設への搬入を制限することがある。

一般性状	水分	85%以下
	含油量	5%以下

(備考)

- 1 印のあるものについては、基準値以下であっても性状により埋立てを不相当とすることがある。
- 2 溶出試験の試験方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）による。
- 3 試料液の調整は、同告示第1の表試料液口又は八によることとし、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン及びベンゼンに係るものは、同告示別表第3(3)八(ロ)及び(ハ)によることとする。
- 4 ダイオキシン類の試験は、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月厚生省告示192号）別表第1に定める方法による。
- 5 ダイオキシン類の基準値は、平成12年1月15日に現に設置され、又は設置の工事がされていた施設から生ずる廃棄物については、平成14年11月30日までの間は適用しない。

別表

判定基準

	項目	基準値（溶出試験、ダイオキシン類のみ含有量試験）
有機物質	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	水銀又はその化合物	0.005mg / l 以下
	カドミウム又はその化合物	0.1mg / l 以下
	鉛又はその化合物	0.3mg / l 以下
	有機燐化合物	0.2mg / l 以下
	六価クロム化合物	0.5mg / l 以下
	ヒ素又はその化合物	0.3mg / l 以下
	シアン化合物	1 mg / l 以下
	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg / l 以下
	トリクロロエチレン	0.3mg / l 以下
	テトラクロロエチレン	0.1mg / l 以下
	ジクロロメタン	0.2mg / l 以下
	四塩化炭素	0.02mg / l 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.04mg / l 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.2mg / l 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg / l 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg / l 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg / l 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg / l 以下
	チウラム	0.06mg / l 以下
	シマジン	0.03mg / l 以下
チオベンカルブ	0.2mg / l 以下	
ベンゼン	0.1mg / l 以下	
セレン又はその化合物	0.3mg / l 以下	
ダイオキシン類	3ng -TEQ/ g 以下	

8 横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例第3条の規定に基づく総合施策

制 定 平成3年9月25日告示第217号

横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例(平成3年9月横浜市条例第31号)第3条の規定に基づき、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する総合施策を次のとおり定め、平成3年10月1日から実施する。

平成3年9月25日 横浜市長 高秀 秀信

1 放置自動車及び沈船等の発生の防止に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止するためには、自動車及び船舶を放置し、又は放置させることのない環境づくりが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

(1) 所有者等による処理の推進

事業者等による回収ルートの周知及び処理業者に関する情報提供を行うことにより、所有者等による自動車及び船舶の適正な処理を促進し、放置の防止を図ります。

(2) 啓発及び広報活動の推進

横浜市の広報媒体及びキャンペーン活動を通じた啓発及び広報活動を継続的に実施します。

(3) 放置防止対策に関する助言及び指導

放置防止対策を講じようとする土地所有者等に対し、助言及び指導を行います。

(4) パトロールの実施

放置を防止するため、計画的なパトロールを行い、状況に応じパトロール重点区域を設定する等効率的なパトロールの実施体制を整備します。

2 放置自動車及び沈船等の処理に関する計画

放置自動車及び沈船等を適正に処理するためには、その発見から最終処分までの手続を円滑かつ公正に行うことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目の対策を重点的に推進します。

(1) 放置状況の把握

情報収集を円滑に行うため、自動車及び船舶について、それぞれ専用の電話を設置し、通報の受付体制を整備します。また、調査開始後の手続を効率的に進めるため、パトロール等により放置状

況の把握に努めます。

(2) 調査

放置されている自動車及び船舶については、横浜市の職員が実地に厳正な調査を行います。

(3) 廃物の処分等

廃物が市民生活に与える影響を最小限にとどめるため、迅速な処分等を行うことができる体制を整備します。また、廃物のうち再資源化が可能な部分については、原材料として利用する等リサイクルに配慮します。

(4) 放置した者に対する措置

放置し業者に対しては、横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例その他関係法規を活用し、厳正な措置を講じます。

3 事業者等及び市民の協力に関する計画

放置自動車及び沈船等の発生を防止し、及びこれらを適正に処理するためには、横浜市、事業者等及び市民が一体となって取り組むことが重要です。このため、横浜市は、次の4項目に重点を置いて、事業者等及び市民の協力を求めます。

(1) 事業者等の協力

事業者等による回収を促進するため、回収ルートの拡充及び周知並びに新たな回収方法の整備について、協力を求めます。また、啓発及び広報活動を含め、放置を防止するための積極的かつ自発的な活動を求めます。

(2) 市民の協力

周辺環境への関心を高めるとともに、情報提供その他日常生活において可能な協力を求めます。特に環境事業推進委員等廃棄物処理にかかわりの深い市民には、市民活動のリーダーとして、幅広い協力を求めます。

(3) 市民団体等の協力

市民団体が行う活動及び地域における活動の中に啓発及び広報活動をはじめ、放置防止及び適正処理に関する活動を取り入れるよう協力を求めます。

(4) 地域的美観保持

横浜市、事業者等及び市民が一体となって地域的美観を保持することにより、放置し、又は放置させることのない環境づくりへの協力を求めます。